

Japanese Red Cross Society TOCHIGI



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

とちぎの赤十字



いちごハートラちゃんです。
よろしくね！

なぜ、このモチーフなの？

やっぱり、「栃木と言えば『いちご』でしょ！ということで、いちごは県内外、世代を問わず多くの人に親しまれており、栃木らしさを直感的にイメージできるためモチーフとして選びました！

いちごハートラちゃん誕生!!

令和8年5月11日に栃木県のご当地ハートラちゃんが誕生しました！

名前は『いちごハートラちゃん』になりました！



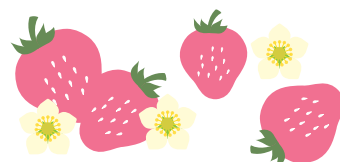
全国のご当地
ハートラちゃん
はこちら

2026 夏
第6号

栃木県支部

目次

- 〔P2～3〕 国際人道法模擬裁判大会国内予選、宇都宮大学で開催
- 〔P4〕 赤十字講習100周年記念イベント
- 〔P5〕 赤十字ボランティア
- 〔P6〕 栃木県支部からのお知らせ
- 〔P7～8〕 活動資金のご協力方法



発行：日本赤十字社栃木県支部

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内
TEL : 028-622-4327 FAX : 028-624-4940
URL : <https://www.jrc.or.jp/chapter/tochigi/>



国際人道法模擬裁判大会の 国内予選が宇都宮大学で開催

国際人道法模擬裁判大会国内予選は、赤十字国際委員会（ICRC）駐日代表部主催で行われ、令和7年で16回目となる大会です。

大会は、大学生の国際人道法への学びや理解を深める機会として開催され、国内予選優勝チームは令和8年3月に香港でのアジア・大洋州地域大会へ出場しました。

大会の開催には、コロナ禍を機に一部オンライン開催を余儀なくされていましたが、今回は、宇都宮大学を会場に令和7年11月8日(土)・9日(日)の2日間を全日程完全対面型で開催されました。

今大会には6チームが参加し、全編英語で検察側・弁護側に分かれ熱戦が繰り広げられました。会場所在地支部として、栃木県支部から職員がサイドイベントで参加学生に向けて、能登半島地震における日赤の救護活動についてスピーチを行いました。

国際人道法とは

国際人道法は、戦闘の方法や手段を具体的に制限・禁止し、戦時下で保護する対象を明文化したジュネーブ条約を含む各条約や慣習法などさまざまな国際的なルールの総称です。争いを起こすのは人ですが、その争いから人の命と尊厳を守ることができるのも人です。その人間の英知こそが国際人道法といっても過言ではありません。

(※国際人道法:International Humanitarian Law=IHL(以下、IHLと表記))



詳細につきましては、ICRC駐日代表部HPをご覧ください。



▶共通の質問

- ①参加したきっかけ
- ②参加に当たっての準備内容（チーム結成のプロセス、準備期間）
- ③日本国内予選に参加した感想

▶優勝チーム代表者への質問

- ④国内大会3連覇を達成した思いや優勝しての気持ち
- ⑤アジア太平洋地域大会に向けての意気込み

▶地元大学代表者への質問

- ⑥大会参加の経験をこれからにどのように活かしたいか

▶主催者としての質問

- ⑦参加したきっかけ、インターンへの繋がり
- ⑧主催者としての準備
- ⑨大会を終えた感想
- ⑩主催者スタッフとして見た大会の印象



〔優勝チーム〕

立命館アジア太平洋大学

Do Dai Duc さん

① 将来に向け、専攻分野だけでなく、社会科学の様々な分野へと視野を広げている中で、専攻している国際関係学との結びつきの深いIHLに強い関心を抱き、この大会への参加をきっかけに学際的に知識を深めることに繋がりたいと考えたためです。

② 令和6年の国内予選優勝者である同じ大学の先輩からの助言や時には本番より難しいような練習の機会をもらい、そしてチームメイトと切磋琢磨し、時にはファミリーレストランで徹夜しながらも準備を進めました。

③ 本当に刺激的で、忘れられない経験でした。この過程を通じて、将来にも活かせる汎用的なスキルを身につけることができました。著名な研究者の先生方と出会い、日赤栃木県支部の活動について学び、他チームの卓越したパフォーマンスを目の当たりにしたことは、大きな学びとなりました。宇都宮は、私たちのチームの友情がこれまで以上に強固になった場所だと感じています。

④ 私たちの大学名をトロフィーに書くことができた瞬間は、言葉にできないほど感動的でした。結果を待ってくださっていた本学の先輩方や教授方から祝福の言葉をいただき、この優勝はより一層価値のあるものになりました。一方で、先輩方が築いてくださった確固たる土台があったからこそ、優勝を守らなければならないという大きなプレッシャーと緊張も感じていました。それでも、自分たちを信じ、最後までやり抜くことができました。

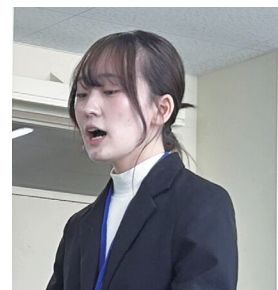
⑤ ICRC駐日代表部、日赤栃木県支部、裁判官の先生方、支援してくださった皆様、そして参加したすべてのチームのおかげで、私たちは次のラウンドに向けてさらに準備を整えることができました。このご支援を胸に刻み、地域大会でも全力で挑戦し、日本に誇りを持ち帰れるよう努力していきたいと思います。

① 大学2年生の時に大会に初出場をし、知識・経験を日々の練習において向上させ、ベスト4となりました。その後、世界最大級の模擬裁判大会であるニュルンベルク大会へ出場しIHLの知見を深め、チームリーダーとして今大会での好成績を目指し参加を決意しました。

② 本学では国際法やIHLに関心がある学生が集まり、夏頃から出場者選考とチームの構築が本格化します。私自身がチームリーダーとしてメンバーの相談を受けながら、自身の弁論準備に取り組むことは難しくもありましたが大変貴重な学びになりました。

③ 受賞は叶いませんでしたが、チームワークを生かすことで私を含めたメンバー全員が自信を持ち、ジャッジ（審判員）からの質問や議論に答弁することができたと思います。

⑥ IHL模擬裁判大会にてご指導いただいた本学の藤井先生、メンバーの皆さん、支えていただいたゼミの方々には心より感謝しております。今年度から大学院に進学し、国際刑事裁判所(ICC)でのインターンを予定していますが、より一層国際法を探究し、実践的に学びを続けていきたいです。



〔地元参加チーム〕

宇都宮大学

鈴木 望夢 さん

〔ICRC駐日代表部
法務・政務インターン〕

宇都宮大学(前年大会参加者)

花塚 ひとみ さん

⑦ 大学で国際法の講義を受講したことを契機に国際人道法に関心をもち、ICRC駐日代表部主催のIHL模擬裁判大会への参加を通じてその実践的意義に強く惹かれるようになりました。こうした経験から、国際人道法が現場でどのように活用されているのかを学びたいと考え、ICRCの法務・政務インターンに応募しました。

⑧ IHL模擬裁判大会の運営補助として、企画段階から当日の進行まで約半年にわたり準備に携わりました。事案設定や資料作成、広報活動に加え、審査員の先生方との連絡・調整などにも関わり、大会の円滑な運営に努めました。

⑨ 約半年かけて準備してきた大会であり、かつ自身も参加経験のある大会だったため、大きな達成感を得ることができました。初めて宇都宮大学を会場として開催する難しさもありましたが、自身の地元である栃木県で国際人道法の普及に携わる機会となったことを大変嬉しく感じました。

⑩ 参加者全員の熱意が非常に高く、国際人道法を単なる理論ではなく、検察・弁護双方が実際の法廷さながらに活用していた姿が印象的でした。大学生による大会でありながら、本物の司法の場のような臨場感と終日活気に満ちた雰囲気を感じられました。



赤十字講習

100周年記念イベントを開催します!!

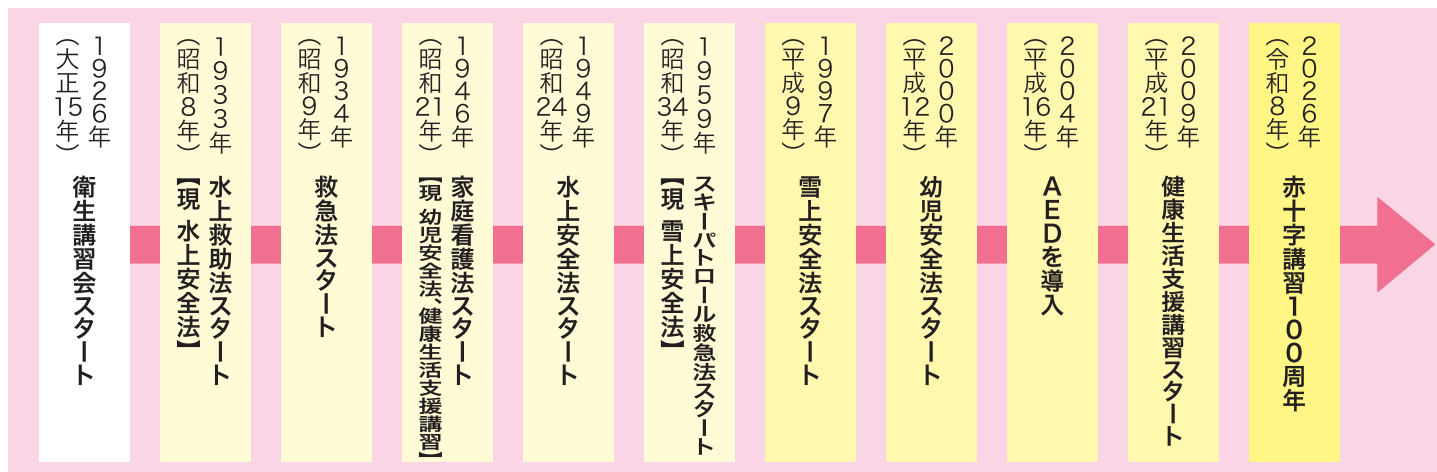
大正15(1926)年12月23日に「衛生講習会」が現在の赤十字講習の原型として誕生しました。この日から「人の命と健康、尊厳を守る」という赤十字の使命のもと活動を続け、令和8(2026)年12月に赤十字講習は100周年を迎えます。

赤十字講習100周年記念スローガン

ーいのちをまもる勇気 つないだ100年これからもー



令和8年12月 赤十字の講習事業は100年の節目を迎えます



赤十字講習100周年記念イベント

キャラバンセットが全国を巡回します!!

AEDトレーナーや心肺蘇生訓練人形などをセットにした「キャラバンセット」が全国47都道府県を巡回し、各地で講習普及イベントを開催します。5月からスタートし、10月までの約半年をかけて「キャラバンセット」が全国を巡回します。

イベントの詳細等につきましては、日本赤十字社および日本赤十字社栃木県支部の各ホームページをご覧ください。



赤十字講習100周年
特設サイト



「困っている・苦しんでいる人の役に立ちたい」 という思いを持った仲間たちのあつまり

赤十字は「人道」に基づき、皆様の地域で様々な活動を行っていますが、その活動の多くは赤十字ボランティアの皆様によって支えられていますので、ご紹介いたします。

01 地域・青年・特殊奉仕団

市町ごとに組織され各地域のニーズにあった活動に取り組んでいる「地域赤十字奉仕団」、社会人や学生によって組織されている「青年赤十字奉仕団」、アマチュア無線や看護職など特定の活動のために集まった人たちによって組織されている「特殊赤十字奉仕団」があります。



▲炊き出し訓練に参加する
宇都宮市赤十字奉仕団



▲足湯を用いたリラクゼーション
体験を教える栃木県青年赤十字奉仕団

02 防災ボランティア

栃木県支部で行う災害救護や防災・減災活動へ協力していただけるボランティアとなります。活動に必要な実践的な知識、技術の習得を目的とした研修も実施しています。



▲小学生に心肺蘇生を指導する
救急法奉仕団



▲医療救護活動に参加する
防災ボランティア

Topics

特殊赤十字奉仕団

水上安全法奉仕団は、水上安全法救助員の資格や水上安全法指導員の資格を持った方で組織され、水の事故を防止するために様々な活動をしています。

那須町内の小学校で着衣泳の講習会を行いました。1～3年生は服を着たまま水の中で歩く体験、4～6年生はペットボトルを使って水中を浮く体験を実施し

水上安全法奉仕団って、何をしているの？

ました。参加した児童は、服を着たまま水に入ることが初めての体験だったため、不思議な感覚に、大きな歓声が上がっていました。

また、宇都宮市道場宿の鬼怒川左岸にて開催された「第73回利根川水系連合・総合水防演習」で、来場者の方に対し、水に落ちた方を浮き輪などで救う際の投げ方の体験を行いました。体験者からは「救助を待つ人の近くに上手に投げることの難しさを知ることができた。」などの感想が寄せられました。

あなたも水上安全法講習会に参加してみませんか。



写真

- ①水上安全法の講習を受ける受講者
- ②那須町内の小学校での着衣泳の様子
- ③県民に対し水上安全法啓発を行う水上安全法奉仕団

奉仕団では“仲間探し”をしています！

奉仕団は高齢化により団員が減少しています。今年度は県内の各地域で「災害用携帯トイレ」の普及を行う予定です。一緒に活動してみませんか？興味のある方は一度お問い合わせください！



日本赤十字社栃木県支部が「いのちと健康を守る」活動を継続できましたのは、皆様のお力添えのおかげです。心より感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

赤十字活動資金へのご協力方法

1 銀行

からお振込み

足利銀行・栃木銀行の
窓口からお振込みできます



足利銀行

県庁内支店（普通）16971

栃木銀行

本店（普通）1399593

ニホンセキシュウジシャトチギケンシブ

※口座名義は「日本赤十字社栃木県支部」

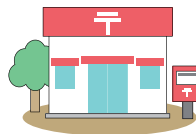
※51枚以上の硬貨の場合、硬貨整理手数料が発生する場合がございます。

2 郵便局

からお振込み

最寄りの郵便局窓口で右ページの
振込用紙からお振込みできます

※こちらの振込用紙は、ATMではご利用
できませんので、窓口でご利用ください。
※窓口で手続きを行った場合、振込手数料は
無料です。



3 クレジットカード、PayPay等

でのご協力

ご希望の金額で、
クレジットカード、
PayPay 等でも
ご協力いただけます。



※上の二次元コードからアクセスできます



「救いたい」をカタチにする。ニーズに合った支援を届けるために 赤十字活動資金と義援金 何が違うの？

赤十字活動資金とは

日本赤十字社の様々な活動に使われます。



日本赤十字社の備え
救護訓練、医療資材、
救援物資の備蓄など



災害発生時の
迅速な救護活動



支援が必要な方々

義援金とは

ご寄付の全額を被災された皆さまにお届けします。



被災した
県の配分委員会

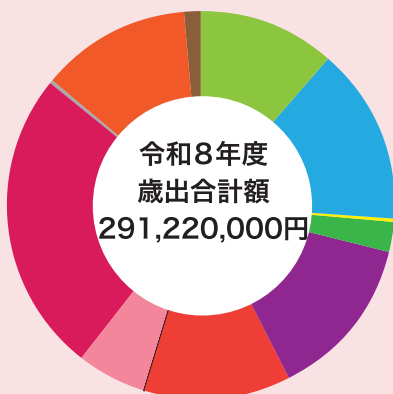


支援が必要な方々

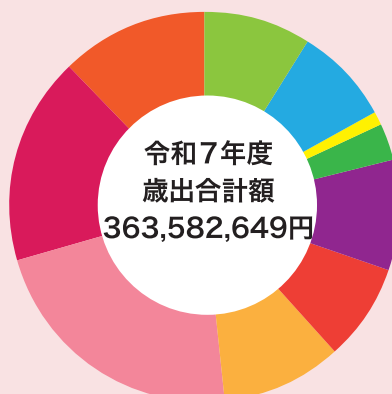
被災した
市町村の
配分委員会

赤十字活動資金の使われ方

令和8年度予算 歳出



令和7年度決算 歳出



令和8年度予算 歳出

1	災害救護事業費	11.5%
2	社会活動費	14.6%
3	国際活動費	0.4%
4	指定事業地方振興費	2.4%
5	地区区分交付金支出	13.8%
6	社業振興費	12.2%
7	基盤整備交付金・補助金支出	0.1%
8	積立金支出	5.6%
9	総務管理費	25.3%
10	資産取得及び資産管理費	0.3%
11	本社送納金支出	12.4%
12	予備費	1.4%
歳出合計額		291,220,000円

令和7年度決算 歳出

1	災害救護事業費	9.0%
2	社会活動費	8.0%
3	国際活動費	1.2%
4	指定事業地方振興費	3.1%
5	地区区分交付金支出	9.2%
6	社業振興費	7.6%
7	基盤整備交付金・補助金支出	10.4%
8	積立金支出	22.0%
9	総務管理費	16.9%
10	資産取得及び資産管理費	0.2%
11	本社送納金支出	12.4%
歳出合計額		363,582,649円

赤十字活動資金とは…
災害時の被災者救護や、災害への備え、防災・減災の講習会、国外への支援、青少年やボランティアの育成など、さまざまな「いのちを救う」赤十字活動を支えています。

日本赤十字社へご寄付いただくと、こんなメリットがあります！

税制上の優遇措置

日本赤十字社へのご寄付は、確定申告をすることで個人の所得税や、企業の法人税の優遇措置が受けられます。

	寄付区分	期 間	措 置 内 容
個人	特定寄付金 (所得税)	通 年	寄付金額から2千円を差引いた額が年間所得総額から控除
	指定寄付金 (住民税控除)	通 年 (※)	寄付金額から2千円を差引いた額の10%が住民税額から控除
法人	特定公益法人に 対する寄付金	通 年	通常有する一般の寄付金損金算入限度額とは別枠で損金算入
	指定寄付金	4月～9月 (※)	財務大臣告示に基づき募集した寄付金で全額損金算入

(※) 寄付金募集枠により、適用にならない場合があります。

お知らせ

遺贈や相続財産での ご寄付も承っております

「自分が築いた財産を社会のために役立てたい」「故人の遺産を社会に役立ててほしい」といった尊い思いに応えるために、遺贈（遺言による寄付）や相続財産寄付を承っております。

遺贈・相続財産寄付のご相談は、組織振興課までお電話ください。

組織振興課 ☎028-622-4327

お知らせ

有功会に加入してみませんか

日本赤十字社栃木県支部の赤十字活動に協力し、赤十字の人道・博愛精神の普及とその事業の推進に寄与するとともに会員相互の親睦を図ることを目的としています。

日本赤十字社に多額の社資（赤十字活動資金）を拠出し、有功章を授与された個人または法人で組織されています。

なお、有功章受章には一時または累計で20万円以上の活動資金へのご寄付をいただく必要があります。お電話にてご相談ください。

組織振興課 ☎028-622-4327

こちらの振込用紙で、郵便局から振り込むことができます（窓口振込みは手数料無料）

99	払 込 取 扱 票																													
口座番号										百	十	万	千	百	十	番	金 額	千	百	十	万	千	百	十	円					
0 0 1 7 0 - 9										1 2 9 4 9 8										※										
加入者	日本赤十字社栃木県支部																料 金		特殊取扱	免										
※	日本赤十字社の活動資金に協力します。																K													
通信欄																														
払込人住所氏名	(郵便番号)																受付局日附印													
※	(電話番号) - -																													

裏面の注意事項をお読み下さい。(ゆうちょ銀行) (私製承認長第13276号)

これより下部には何も記入しないでください。

払込金受領証

口座番号	0 0 1 7 0 - 9										百	十	万	千	百	十	番
加入者名	日本赤十字社栃木県支部																
金 額	千	百	十	万	千	百	十	円	※								
※	払込人住所氏名																
料 金	(消費税込)										受付局日附印						
特殊取扱	免																

日本赤十字社へご寄付いただくと、こんなメリットがあります！

表彰制度

赤十字活動資金にご寄付いただくと、表彰を受けることができます。

※義援金は「国または地方公共団体に対する寄付金」となるため表彰の対象にはなりません。

日本赤十字社の表彰

20万円以上 銀色有功章

一時または累計で20万円以上50万円未満の活動資金へのご寄付をいただいた個人・法人・団体に贈呈いたします。



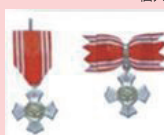
50万円以上 金色有功章

一時または累計で50万円以上の活動資金へのご寄付をいただいた個人・法人・団体に贈呈いたします。(法人は盾、個人は勲章と章記です。)

法人



個人



50万円以上 日本赤十字社社長感謝状

金色有功章受章後、一時または累計で50万円以上の活動資金へのご寄付をいただいた個人・法人・団体に贈呈します。

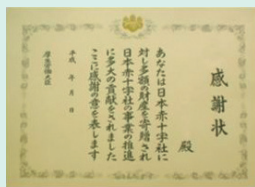


国の表彰

個人 100万円以上
法人 300万円以上

厚生労働大臣感謝状

多額の寄付で日本赤十字社の事業の推進に多大の貢献をされた功績に対し、感謝の意を表すため、厚生労働大臣から贈呈されるものです。一時または同年度内に、個人は100万円以上500万円未満、法人・団体は300万円以上1,000万円未満の活動資金へのご寄付をいただいた場合、国への授与申請が可能です。申請後、国の審査があります。



個人 500万円以上
法人 1,000万円以上

紺綬褒章

公益のため私財を寄付し功績顕著なる者に対し、天皇陛下からの下賜を賜り、内閣総理大臣より授与されます。閣議で決定され発令されます。一時に、個人は500万円以上、法人・団体は1,000万円以上の活動資金へのご寄付をいただいた場合、国への授与申請が可能です。申請後、国の審査があります。事前申出者のみ分納ができる制度もございます。



(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりとご記入ください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この払込書をゆうちょ銀行または郵便局の渉外員にお預けするときは、引換えに預かり証等を必ずお受取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

(照会先)

日本赤十字社栃木県支部 組織振興課
TEL 028-622-4327

この払込取扱票の裏面には、何も記載しないでください。

いのちを救う赤十字活動を支える「赤十字活動資金」へのご協力をお願いいたします。

日頃より赤十字活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。ありがとうございます。